

令和8年度 「いな活」のサポーターについて

1 サポーターとは

「いな活」の実施にあたり、部活動指導員が補佐として必要と認め、教育委員会が許可した第三者をサポーターという。

2 謝礼

謝礼等はなく、無償のボランティア活動になる。

3 活動の内容と保険の加入

見守り以外の活動に関しては、実質的に生徒にかかわる可能性があるため、「いな活」のスポーツ安全保険または「いな活」でも使えるスポーツ安全保険と同額以上の傷害保険・賠償責任保険に加入しなければならない。

4 活動を行う上での遵守内容

- (1) 生徒の人格や人権を傷つけるような言動や体罰、わいせつ行為を行ってはならない。
- (2) 保護者等の信頼を損なうような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知りえた個人情報等、秘密の内容を漏らしてはならない。この職を退いた後も同様とする。
- (4) 対象者がけが等を負った場合には、別紙「いな活」用救急対応マニュアル」に従って、部活動指導員と協力して迅速かつ適切に対応しなければならない。